

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

告示

ページ

- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 1879
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 1883
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 1885

上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道整備課】 1886

教育委員会

- 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導企画課】 1892

北九州市告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3264	伊川122号線	門司区大字伊川	門司区大字伊川
3265	吉志236号線	門司区吉志五丁目	門司区吉志五丁目
3266	清見64号線	門司区清見三丁目	門司区清見三丁目
3267	大里本町74号線	門司区大里本町三丁目	門司区大里本町三丁目
3268	大里本町75号線	門司区大里本町三丁目	門司区大里本町三丁目
3319	大島35号線	小倉北区大島二丁目	小倉北区大島二丁目
3320	上到津49号線	小倉北区上到津一丁目	小倉北区上到津一丁目
3321	上到津50号線	小倉北区上到津一丁目	小倉北区上到津一丁目
3322	木町47号線	小倉北区木町一丁目	小倉北区木町一丁目
3323	清水41号線	小倉北区清水五丁目	小倉北区清水五丁目

3 3 2 4	東篠崎 3 0 号線	小倉北区東篠崎三丁目	小倉北区東篠崎三丁目
3 3 2 5	東篠崎 3 1 号線	小倉北区東篠崎三丁目	小倉北区東篠崎三丁目
6 1 7 9	石田南 1 0 号線	小倉南区石田南一丁目	小倉南区石田南一丁目
6 1 8 0	石田南 1 1 号線	小倉南区石田南一丁目	小倉南区石田南一丁目
6 1 8 1	上吉田 1 0 4号線	小倉南区上吉田二丁目	小倉南区上吉田二丁目
6 1 8 2	北方 1 5 4 号線	小倉南区北方三丁目	小倉南区北方三丁目
6 1 8 3	朽網西 5 7 号線	小倉南区朽網西一丁目	小倉南区朽網西一丁目
6 1 8 4	下石田 1 6 号線	小倉南区下石田一丁目	小倉南区下石田一丁目
6 1 8 5	下曾根 8 0 号線	小倉南区下曾根四丁目	小倉南区下曾根四丁目
6 1 8 6	下貫 1 8 号 線	小倉南区下貫三丁目	小倉南区下貫三丁目
6 1 8 7	中曾根 1 6 号線	小倉南区中曾根四丁目	小倉南区中曾根四丁目
6 1 8 8	中貫 1 1 号 線	小倉南区中貫二丁目	小倉南区中貫二丁目
6 1 8 9	湯川新町 1 1 2号線	小倉南区湯川新町二丁 目	小倉南区湯川新町二丁 目
6 1 9 0	湯川新町 1 1 3号線	小倉南区湯川新町二丁 目	小倉南区湯川新町二丁 目
6 1 9 1	横代 8 1 号 線	小倉南区大字横代	小倉南区大字横代

3857	くきのうみ 中央1号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3858	くきのうみ 中央2号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3859	くきのうみ 中央3号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3860	くきのうみ 中央4号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3861	くきのうみ 中央5号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3862	くきのうみ 中央6号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3863	くきのうみ 中央7号線	若松区くきのうみ中央	若松区くきのうみ中央
3864	くきのうみ 中央久岐の 浜1号線	若松区くきのうみ中央	若松区久岐の浜
2097	中尾49号 線	八幡東区中尾一丁目	八幡東区中尾一丁目
2098	西丸山町1 2号線	八幡東区西丸山町	八幡東区西丸山町
6861	永犬丸21 7号線	八幡西区永犬丸一丁目	八幡西区永犬丸一丁目
6862	永犬丸21 8号線	八幡西区永犬丸一丁目	八幡西区永犬丸一丁目
6863	楠橋西7号 線	八幡西区楠橋西二丁目	八幡西区楠橋西二丁目
6864	木屋瀬10 4号線	八幡西区木屋瀬二丁目	八幡西区木屋瀬二丁目

6 8 6 5	中須 1 8 号 線	八幡西区中須一丁目	八幡西区中須一丁目
6 8 6 6	中須 1 9 号 線	八幡西区中須一丁目	八幡西区中須一丁目
6 8 6 7	中須 2 0 号 線	八幡西区中須一丁目	八幡西区中須一丁目
6 8 6 8	中須 2 1 号 線	八幡西区中須一丁目	八幡西区中須一丁目
6 8 6 9	東折尾町北 鷹見町 1 号 線	八幡西区東折尾町	八幡西区北鷹見町
1 8 7 9	汐井町牧山 海岸 1 号線	戸畑区汐井町	戸畑区牧山海岸
1 8 8 0	戸畑 1 号線	戸畑区大字戸畑	戸畑区大字戸畑

北九州市告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
1050	伊川39号線	新	門司区大字伊川	門司区大字伊川
		旧	門司区大字伊川	門司区大字伊川
731	東水町若園1号線	新	小倉南区東水町	小倉南区若園二丁目
		旧	小倉南区東水町	小倉南区若園一丁目
3006	長野29号線	新	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
		旧	小倉南区大字長野	小倉南区大字長野
3306	貫75号線	新	小倉南区中貫本町	小倉南区中貫本町
		旧	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
4958	下石田10号線	新	小倉南区下石田一丁目	小倉南区下石田一丁目
		旧	小倉南区下石田一丁目	小倉南区下石田一丁目
1302	有毛137号線	新	若松区大字有毛	若松区大字有毛
		旧	若松区大字有毛	若松区大字有毛

1 3 0 6	有毛 1 4 1 号線	新	若松区大字有毛	若松区大字有毛
		旧	若松区大字有毛	若松区大字有毛
3 5 3 6	安屋 1 9 7 号線	新	若松区大字安屋	若松区大字安屋
		旧	若松区大字安屋	若松区大字安屋
1 8 1 2	中原 6 号 線	新	戸畑区大字中原	戸畑区大字中原
		旧	戸畑区大字中原	戸畑区大字中原

北九州市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
2341	砂津8号線	小倉北区砂津一丁目	小倉北区砂津一丁目
1809	葛原42号線	小倉南区葛原四丁目	小倉南区葛原四丁目
3303	貫72号線	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
3307	貫76号線	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
3308	貫77号線	小倉南区大字貫	小倉南区大字貫
1305	有毛140号線	若松区大字有毛	若松区大字有毛
1314	有毛149号線	若松区大字有毛	若松区大字有毛

北九州市上下水道局告示第23号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市門司区大字畑の一部
〃 〃 黒川西一丁目の一部
〃 〃 光町二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区大字畑内、黒川西一丁目内及び光町二丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第24号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉北区西港町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区西港町内の一部	合流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第25号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市小倉南区大字貫の一部	
〃	〃 大字母原の一部
〃	〃 上石田一丁目の一部
〃	〃 上石田二丁目の一部
〃	〃 曾根北町の一部
〃	〃 津田一丁目の一部
〃	〃 徳吉南三丁目の一部
〃	〃 中曾根東二丁目の一部
〃	〃 沼新町三丁目の一部
〃	〃 湯川新町三丁目の一部

3 排水施設の位置

--	--

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区大字貫内、大字母原内、上石田一丁目内、 上石田二丁目内、曾根北町内、津田一丁目内、徳吉南三丁目 内、中曾根東二丁目内、沼新町三丁目内及び湯川新町三丁目 内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第26号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月12日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成24年7月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区大字乙丸の一部
〃 〃 大字二島の一部
〃 〃 中畑町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字乙丸内、大字二島内及び中畑町内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第 27 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道整備課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 7 月 12 日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成 24 年 7 月 31 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市八幡西区大字本城の一部	
〃	〃 香月中央四丁目の一部
〃	〃 木屋瀬五丁目の一部
〃	〃 茶屋の原二丁目の一部
〃	〃 野面二丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区大字本城内、香月中央四丁目内、木屋瀬五丁目内、茶屋の原二丁目内及び野面二丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町 1 番 1 号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月12日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第7号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和39年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 第1項第2号から第5号までに規定する休業日において校長が必要と認める場合は、指導のため生徒を登校させることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。